

郡山市思春期・青年期ひきこもり家族支援事業実施要領

平成27年7月1日制定
令和6年4月1日一部改正
〔保健福祉部保健所保健・感染症課〕

1 趣旨

この要領は、「ひきこもり」状態にある者の家族等が「ひきこもり」に関する基本的な知識、対応の心構えを学ぶとともに、家族間の相互援助的な力を活用し支援することにより、家族自身が持つ潜在的な力を回復・強化することを目的とした思春期・青年期ひきこもり家族支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 実施主体

この事業の実施主体は、郡山市保健所（以下「市保健所」という。）とする。

3 事業内容

この事業は、次の事項について実施する。

(1) 思春期・青年期ひきこもり家族等教室の開催

ア この教室は、「ひきこもり」状態にあるものの家族等が「ひきこもり」に関する基本的な知識、対応の心構えを学ぶとともに、互いに情報交換等を行うことを目的とする。

イ この教室における指導及び技術援助は、精神科医、臨床心理士、保健師等があたる。

(2) ひきこもり家族会の育成、指導及び技術援助

家族間の情報交換及び支え合いが自主的にできるよう、市保健所は、家族会の育成及び技術援助を必要に応じて実施する。

4 遵守事項

業務の中で知り得た個人の秘密に関する事項については、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）の規定に基づき取り扱い、プライバシーの保護に十分留意する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。